



公益社団法人 沖縄宮古法人会

平成25年8月発行

夏号

広報みやこ

かんばらう
日本

発行所：公益社団法人 沖縄宮古法人会 〒906-0012 宮古島市平良字西里240番地2（琉球銀行宮古支店ビル4F）

TEL (0980) 73-5512 FAX (0980) 73-5513 E-mail:ok3-5512@m1.cosmos.ne.jp

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/okinawamiyako/>



宮古島税務署 齋藤 栄 署長



- ◆ 会長就任ご挨拶 会長 藤村明憲
 - ◆ 税務署長就任のご挨拶 署長 斎藤 栄
 - ◆ 税制改正に関するアンケート調査結果
 - ◆ 写真で見る会活動
 - ◆ 第4回税に関する絵はがきコンクール作品募集！
 - ◆ 税務署・沖縄県・宮古島市からのお知らせ
 - ◆ 読み物「沖縄を語ろう」「言葉ひとつで人生が変わる」

主な内容



公益社団法人 沖縄宮古法人会
会長 藤村 明憲

就任のご挨拶

会員の皆様並びに関係各位におかれましては、益々ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。私こと、去る5月の定時総会において、第6代目会長に就任致しました。本会が昭和56年に設立以来、歴代の会長並びに役員の皆さんが、築き上げた実績を踏まえ、更なる会発展のため、精励致す所存でございますので、何卒ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今般の参議院議員選挙において、衆参のねじれが解消し、自・公連立政権が議席を大きく上回る結果となりました。政府は、社会保障の安定財源の確保等を図ることを目的に、経済状況の好転を条件として、消費税率を平成26年4月1日から8%(国税6.3%、地方消費税1.7%)、平成27年10月1日から10%(国税7.8%、地方消費税2.2%)の2段階で引き上げらることとしております。消費税増税が景気の足枷となることのないよう配慮して頂きたいものです。

我が宮古圏域においては、伊良部架橋に伴う建設業関連に伴う雇用の拡大や個人住宅、アパート・マンション等の建設ラッシュ等で活気をみせております。昨今の景気回復が更なる圏域の発展に繋がることを期待したいと思います。

さて、法人会は、平成20年12月1日付で施行された公益法人制度改革を踏まえ、平成25年11月末日までに全法人会が公益法人に移行するべく準備を進めているところですが、本会含む県内6単位法人会は昨年4月1日を以て、沖縄県の認定を受け、公益社団法人沖縄宮古法人会として新たな歴史を歩み始めておりまることは、既にご承知のことと拝察致します。

本会では、公益法人としての使命を果たすべく、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献してまいる所存でございます。

また、企業が安定して繁栄するためのさまざまなリスクをカバーする法人会独自の、福利厚生制度(大同生命保険、A I U保険会社、アメリカンファミリー生命保険)の積極的な普及推進に取り組んで参りますので関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様並びに関係各位のご健勝とご繁栄を祈念申し上げ、ご挨拶と致します。

沖縄宮古法人会では寄附金を募集しています

(公社) 沖縄宮古法人会では次のような公益目的事業を行うため、寄附金を募集しています

- ・税制、税務に関する提言、税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- ・地域経済の活性化と国民生活の向上を目的とする事業
- ・地域貢献事業（地域社会の活性化と国民生活の向上を目的とする事業）



当会への寄付金は「寄附金控除」の対象となっております

公益社団法人である当会への寄付金については「寄附金の税の優遇措置」の対象となります。

くわしくは、本誌に同封いたしました緑色のパンフレット（地域の課題解決を寄附で応援しませんか？）

をご参考ください。

寄附についてのお問合せは (公社) 沖縄宮古法人会 事務局 ☎73-5512 まで



宮古島税務署
署長 斎藤 宗

この度の人事異動で、宮古島税務署長に就任しました斎藤でございます。公益社団法人沖縄宮古法人会の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年4月には健全な経営・納税を実践する団体として、更なる発展を目指され、公益法人認定法に基づき公益性を認められた「公益社団法人」に認定されましたことに対し、心からお喜びと敬意を表する次第でございます。

ところで、最近の税務行政をとり巻く環境は、経済取引の広域化・複雑化、経済の国際化・高度情報化の進展により、質量ともに厳しくなっているところでございます。

私どももいたしましては、昨今の大きな変革期に向かい的確に対応できるよう従来にも増して、広報・相談・指導及び調査を通じ「適正・公平な課税の実現」に努め国民の皆様からの理解と信頼を得られるよう税務行政を推進して行かなければならぬと考えております。

特にe-Taxの普及・拡大は、国税庁の最重要課題として取り組んでまいりましたが、貴法人会をはじめ関係民間団体の皆様のご協力により、大変すばらしい普及割合となっております。更に納税者の皆様の利便性を高めるe-Taxの普及を目指し、全力で取り組みたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

そして貴法人会と長年培ってきた信頼関係を基に、ともに税務行政を円滑に進めてまいりたいと思いまので、会員の皆様方には、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人沖縄宮古法人会の一層の発展と会員の皆様方のご健勝と事業の繁栄を祈念いたしまして就任の挨拶とさせていただきます。

◆プロフィール

①出身地 埼玉県

②職歴 昭和47年4月 関東信越国税局採用

平成15年7月 国税不服審判所 沖縄事務所 副審判官

平成16年7月 那覇税務署 特別国税調査官(所得税)

平成18年7月 税務相談室 主任税務相談官

平成21年7月 那覇税務署 特別国税調査官(所得税)

平成24年7月 沖縄国税事務所 税務相談室長

平成25年7月 現 職

③趣味 ウォーキング、筋力トレーニング

④座右の銘 「誠心・誠意」

最大の誠意を持って人に接すれば、心は通じ合える。

⑤宮古島についての印象

来島するたびに新しくなる道路や街並みに驚き、いつ来ても変わらぬ海の綺麗さ・美しさに感動しています。

⑥その他、当会・会員へのメッセージ等

15年ぶりの宮古島勤務ですが、役員の皆様も若返りが進み活力あふれる組織運営に取り組んでおられる印象を感じました。貴会の皆様と連携しe-Taxの推進や税を考えるつどいの実施などを通して、税務行政の円滑な推進に向け尽力して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

平成26年度 税制改正に関するアンケート調査結果(簡易版)

【全 国】回答総数：7,704件

アンケート期間：平成25年3月18日～平成25年5月17日

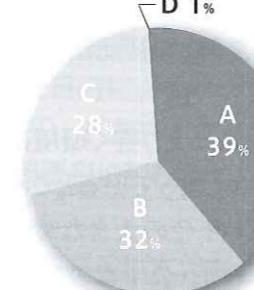
【沖縄県連】回答総数：378件

Q.1 法人税／法人税率のさらなる引き下げ

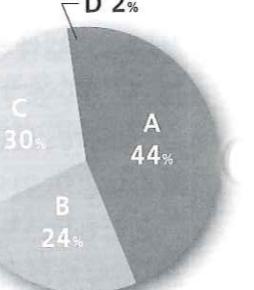
23年度改正で実効税率が5%引き下げられましたが（2015年までは復興特別法人税が上乗せ）、法人税率のさらなる見直しについてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。

- (A) 税率をさらに引き下げる
- (B) 減税財源確保の困難などから、さらなる税率引き下げは見送る
- (C) どちらとも言えない
- (D) その他

【県内】



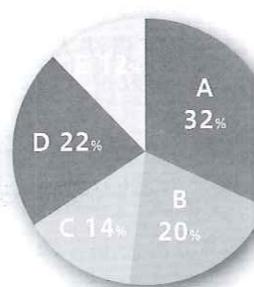
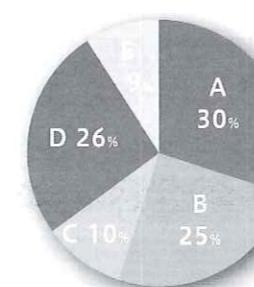
【全国】



Q.2 法人税／法人実効税率のさらなる引き下げを求める場合の税財源

日本の法人実効税率をさらに引き下げる場合、その減税財源の確保策についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。

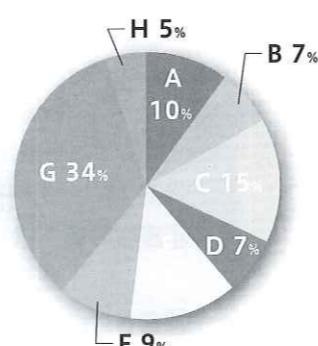
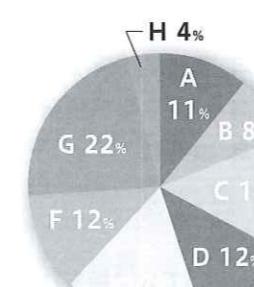
- (A) 法人税率の引き下げに伴う法人税収の減少は他の税目を含めた税収全体のなかでカバーすべき
- (B) 法人税率の引き下げを含めた成長戦略により税収は増加するため、さらなる税率引き下げに対する短期的な税収財源（税収規模の中立性）にはこだわる必要はない
- (C) 地方法人税の引き下げにより法人実効税率の引き下げを図るべき。減税分の財源措置は別途検討する。
- (D) 法人実効税率の引き下げに際しては、租税特別措置を整理・統合・廃止するなどの課税ベース拡大により、極力、税収中立を図るべき
- (E) その他



Q.3 一体改革後のさらなる増税の必要性

納税猶予制度については、制度適用要件、手続き等の大幅見直しがされました。もっとも評価する改正内容を以下より2つ選んでください。

- (A) 雇用確保要件が「5年間の間、毎年8割以上」から「5年間平均で8割」に緩和された。
- (B) 適用要件を満たさなくなった場合の猶予打ち切りに際し、利子税の負担が軽減された。
- (C) 贈与税の納税猶予制度で先代経営者の役員退任要件が代表者の退任要件（有給役員として残留可）に緩和された。
- (D) 事前の経済産業大臣の確認が廃止された。
- (E) 制度対象は先代経営者の親族に限定されていたが、親族外も対象となった。
- (F) 先代経営者の個人債務・葬式費用は株式から控除されていたが、これを先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除するよう改正された。
- (G) わからない
- (H) その他

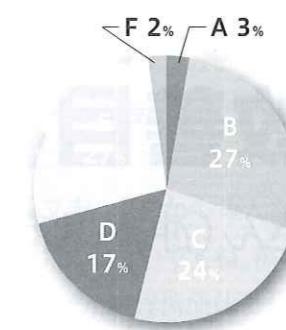


Q.4 相続税・贈与税/さらなる事業承継税制の見直し

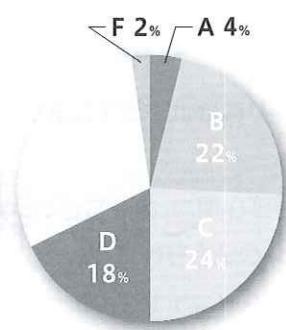
今改正では現行の納税猶予制度の使い勝手を高めるような見直しが行われましたが、今後のさらなる見直し余地についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。

- (A) 今回の改正で事業承継税制は十分である
- (B) 納税猶予制度のさらなる適用要件の緩和を求めるべき
- (C) 当面は今改による利用状況を注視すべき
- (D) 納税猶予制度ではなく、欧州主要国のような本格的な事業承継税制の構築を求めるべき
- (E) わからない
- (F) その他

【県内】



【全国】



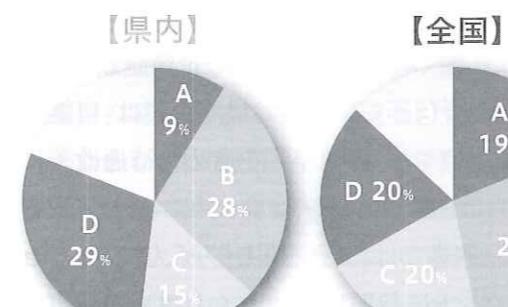
Q.5 消費税／軽減税率の導入

25年度改正では、消費税率を8%に引き上げた際の低所得者対策として簡素な給付措置を実施し、10%への引き上げに際しては軽減税率の導入を目指すこととされました。軽減税率の導入についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。

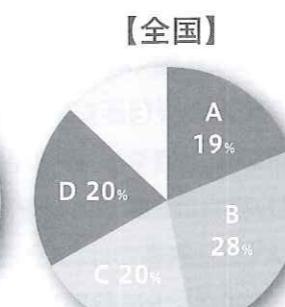
- (A) 消費税率10%引き上げ時に軽減税率を導入すべき
- (B) 消費税率10%引き上げ時に軽減税率ではなく、給付付き税額控除を導入すべき
- (C) 消費税率10%までは単一税率を維持し、低所得者には簡素な給付措置で対応すべき
- (D) わからない
- (E) その他

2. 主たる業種について

【県内】

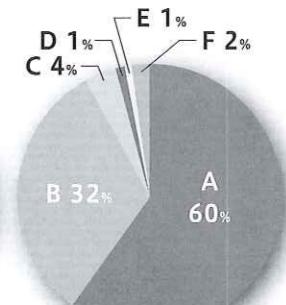
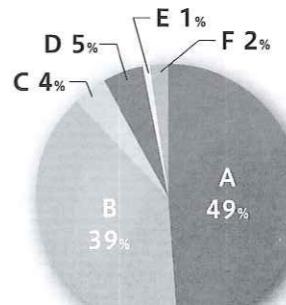


【全国】



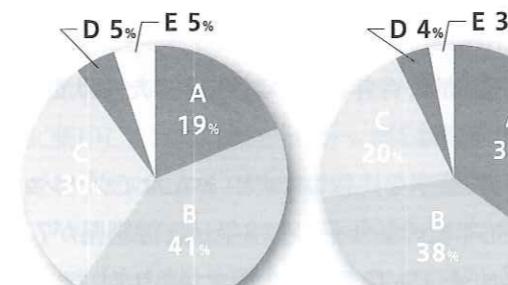
- (A) 製造業
- (B) 建設・土木・不動産
- (C) 卸売・小売・飲食
- (D) サービス
- (E) その他

3. 資本金について

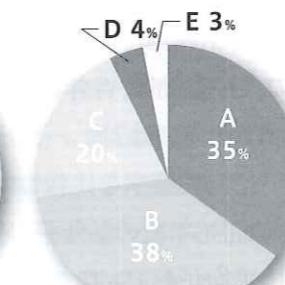


- (A) 1千万円以下
- (B) 1千万円超～5千万円以下
- (C) 5千万円超～1億円以下
- (D) 1億円超～3億円以下
- (E) 3億円超～5億円以下
- (F) 5億円超

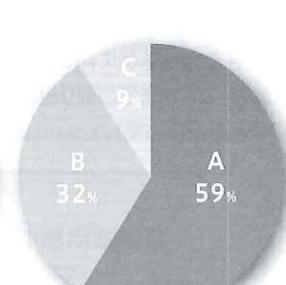
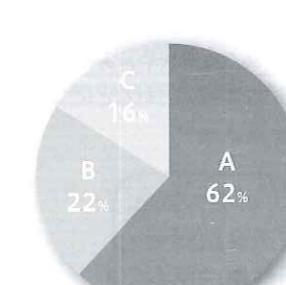
4. 従業員数について



- (A) 4人以下
- (B) 5～19人
- (C) 20～99人
- (D) 100～299人
- (E) 300人以上



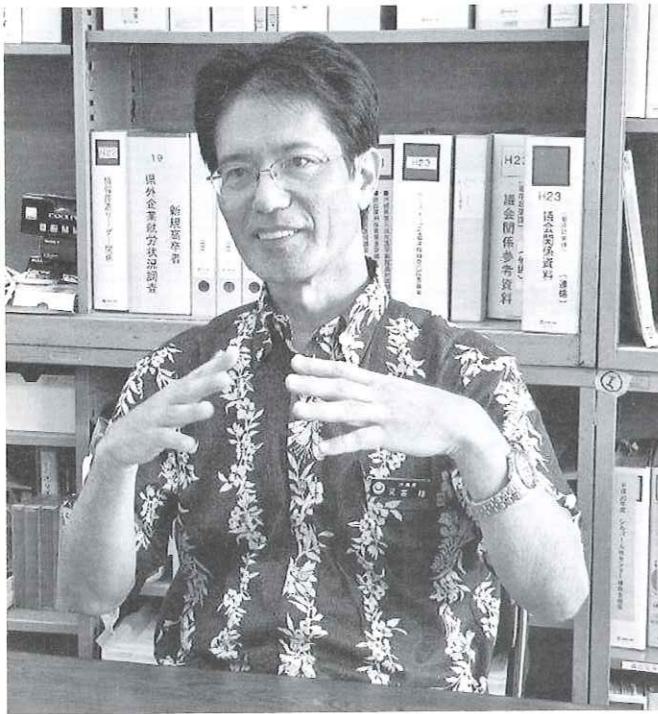
5. 前事業年度の申告状況について



- (A) 黒字申告
- (B) 赤字申告
- (C) 回答保留・その他

みんなでグッジョブ運動 改善目標 失業率4%台

～又吉 稔さん(沖縄県商工労働部雇用政策課課長)に聞く



「みんなでグッジョブ運動」をご存知でしょうか。雇用拡大をテーマに、県・経済界・大学などで構成する県産業・雇用拡大県民運動推進本部(本部長・仲井真弘多知事)が中心になって取り組んでいたる県民運動です。今回の連載インタビュー『沖縄を語ろう』は、沖縄県商工労働部雇用政策課課長の又吉稔さんをゲストに迎え、雇用をめぐる現状や、「みんなでグッジョブ運動」これまでの取り組みと実績、今年度の方針などについてうかがいました。(敬称略)

—そもそもどういうきっかけで「みんなでグッジョブ運動」はスタートしたのですか?

又吉 「みんなでグッジョブ運動」の正式名称は、沖縄県産業・雇用拡大県民運動です。ご承知のとおり、沖縄県の完全失業率は6~8%台で推移してきました。全国平均の4%台に比べると、その差がだいぶあります。沖縄県は、雇用問題を県政の最重要課題に位置づけ、平成19年度にこの運動をスタートさせました。運動の核となる組織は県産業・雇用拡大県民運動推進本部で、行政、教育機関、民間企業など60団体で構成され、仲井真弘多知事が本部長を務めています。目標は、完全失業率4%台(全国平均)です。取り組みの特徴は、オール沖縄で意識を高め、それぞれがそれぞれの立場で雇用改善に努力するところです。

例えば、県は、働く場を増やすための企業誘致やミスマッチの防止対策などにより努め、民間企業は、可能な限り採用者数を増やし、福利厚生を含めた待遇改善に取り組む。教育機関は、インターンシップやキャリア教育に力を入れる。家庭では、できる限り「みんなでグッジョブ運動」のイベントに参加し、お子さんと将来の仕事をテーマについてお話を聞く機会を心がける。このように、県民が一丸となって雇用拡大の意識を高め、取り組めば、きっと全国平均の4%台まで改善するはずだ、という思いでスタートしました。

—この県民運動は、今年度で7年目に入ったわけですが、これまでの実績は?

又吉 完全失業率を比較しますと「みんなでグッジョブ運動」の開始年度の前年(平成18年)は、沖縄県が7.7%、全国平均が4.1%で、3.6%の開きがありました。平成24年は、沖縄県が6.8%に改善、全国平均が4.3%

で、その差が2.5%に縮みました。就業者数をみると、平成18年が59万7000人、平成24年が62万7000人で、3万人増えました。

—「みんなでグッジョブ運動」の効果はあらわれているようですが、完全失業率は、目標とする全国平均と比べると、まだまだ開きがありますね。課題は?

又吉 課題は、3つあります。まず、全国平均と比べて雇用の場が少ないと。平成24年の有効求人倍率を比べますと、沖縄県が0.4、全国平均が0.8でした。企業側と就業希望者の間にミスマッチが多いことも課題のひとつです。さらに、30歳未満の若年層の就業意識が低いのも課題ですね。このような課題をいかに克服するかが、「みんなでグッジョブ運動」に問われています。ちなみに、完全失業率がなかなか下がらない要因のひとつとして、人口増加の影響も挙げられます。

「雇用の質の向上」を

—そのような課題を克服するために、本年度は、どのような取り組みを?

又吉 前年度までは、完全失業率の改善だけに絞って取り組んできました。しかし、本年度は、これまで力を入れてきた雇用の場の拡大とともに、質の向上に本腰を入れます。基本方針のなかに「雇用の質の向上」を盛り込みました。その背景には、離職率の高さがあります。せっかく就職しても辞めてしまう。そこで、企業の皆さんに、待遇改善、従業員の働きがいや人材教育の充実を促しています。本年度の基本方針は5つの柱があり、産業と雇用の拡大および雇用の質の向上、推進体制の強化、県民運動の広報啓発の推進、産学官・地域・家庭の連携の推進、市町村・地域での取り組みの強化…です。その5つの柱に基づいて、具体的な事業を決定し、開始したところです。とくに今月(7月)は「みんなでグッジョブ運動推進月間」と位置づけ、本部が実施するイベントがとくに集中しています。県民各層へ、関心の喚起と具体的な行動を促すためにさまざまな取り組みを実施します。

一例をあげれば、27日から2日間の日程で那覇市立天久小学校を会場に実施する「グッジョブ☆サマースクール」は、いろいろな分野から80人の講師を招き、子どもたちに夢と

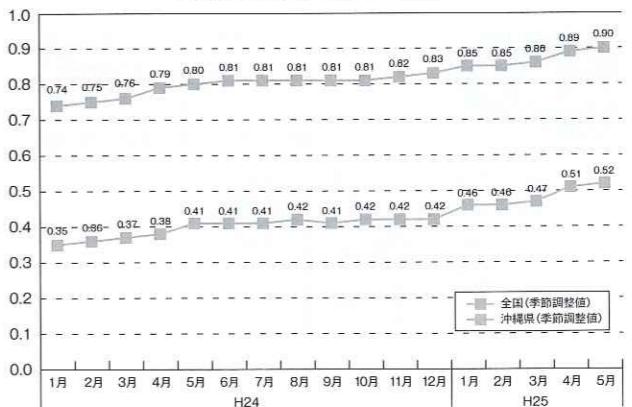
希望を与え、職業観やチャレンジ精神を育んでもらいいます。いわば、キャリア教育学校ですね。

—法人会の会員、県民の皆さんにアピールがありましたら。

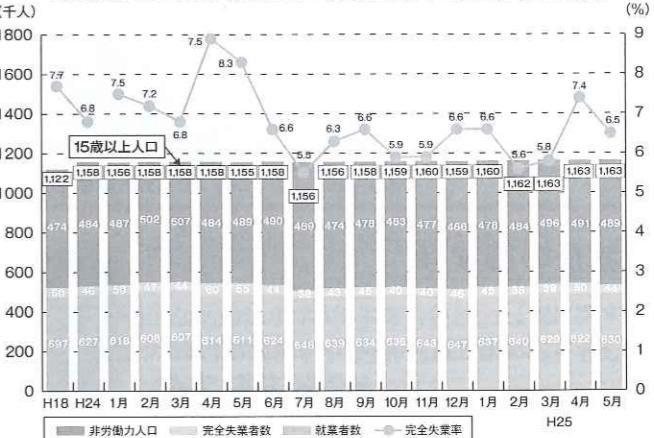
又吉 とにかく「みんなでグッジョブ運動」に関心をもっていただきたいですね。那覇法人会の会員の皆さんの中には、ほかの経済団体にも入会されていてすでに取り組んでいらっしゃる企業もあるでしょうが、さらに強化していただきたい。雇用の拡大と質の向上に向けて、一緒に取り組んでまいりましょう。

(聞き手 鈴木孝史・広報委員会委員、編集室タッカーハウス代表取締役)

月別有効求人倍率の推移



労働力人口・非労働力人口・完全失業率の推移【沖縄県】



お問い合わせ先

沖縄県商工労働部雇用政策課
雇用創出戦略スタッフ
電話 098-866-2324

(8) めざします 企業の繁栄と社会への貢献

写真で見る会活動

青年部会 <税に関する催し>
租税教育が行われる小学校6年生の皆様に、税の重要性を知っていただくため、宮古島税務署のご支援のもと「租税教室」を実施しています。



女性部会 <第3回絵はがきコンクール 表彰式・伝達式>
「沖法連廿連協会長賞」受賞
長崎真季さん 東小学校6年（当時）



就任の御挨拶



公益社団法人 沖縄宮古法人会青年部会
部会長 伊沢 忠憲

青年部会長就任にあたりご挨拶申し上げます。

去った4月5日に開催された青年部会会議の場で部会長に選任され、前部会長 湧川弘範氏に代わり平成25・26年度の2年間部会長を務めさせていただきましたこととなりました。

私は、入会5年目ということで法人会の経験はまだ豊富とは言えませんが、青年部会員の協力を仰ぎながら青年部会の目的にもあります「青年のもつ新鮮な感覚とたくましい行動力をもって、

5/24 <第2回定時総会・懇親会>



3/25 <社会貢献活動>
東日本被災地子ども支援事業



経営及び税務知識の向上と企業経営の発展に資する」を基本として部会発展の為頑張っていきたいと思います。

また、関係団体や法人会親会、女性部会と協力して「税の啓発活動」、「租税教室」「e-TAXの普及推進」、「税の勉強会」等の実施を通して会員の意識高揚と資質の向上が図れるよう努めていきたいと思います。

これらの活動を行って行くにあたって、会員拡大と会員相互の親睦も重要になります。会員拡大につきましては関係各位のご協力もよろしくお願ひします。

本年度も当青年部の活動にご理解いただき、ご指導ご支援をよろしくお願ひし、挨拶とさせていただきます。

(9) めざします 企業の繁栄と社会への貢献

写真で見る会活動

3/13 平成24年度
<福利厚生制度推進連絡協議会・懇親会>



7/26 平成25年度 大型保障制度推進会議
<福利厚生制度推進連絡協議会・懇親会>



4/5 青年部会「部会会議」・女性部会「部会会議」・合同懇親会



各種研修会・講演会

税の知識や経営に役立つ情報などをご提供するため、各種研修会・講演会を随時実施しております。

1/23 法定調書等の
電子申告(e-Tax)勉強会

2/15 がんを知るセミナー



4/17 決算法人説明会

7/23 経営セミナー



4/10 ~ 4/12 廿性フォーラム(愛知大会)参加



出発式

就任の御挨拶



公益社団法人 沖縄宮古法人会女性部会
部会長 友利 ヒロ子

に、女性部会も新しい規約に基づき部会活動を模索しているところであります。

女性部会の主な活動は小学6年生を対象とした【税に関する絵はがきコンクール】の開催ですが、お陰様で年々応募者も増え、毎年優秀な作品に目を見張るばかりです。

また、今年度は、女性部会による【租税教室】も試みたいと計画しております。部会活動を通して、公益活動も実施できればと思います。

未熟ながら、税知識の普及・推進に取り組み、本会の納税意識の高揚と地域社会の発展に努力いたす所存であります。

今後とも会員の皆様・関係各位のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

残暑お見舞い申し上げます。会員の皆様方におかれましては、日々ご健勝のことと思います。

今年度、再度女性部会長に就任致しました。よろしくお願ひいたします。

本会は昨年4月に【公益社団法人沖縄宮古法人会】として新たにスタートし、企業の健全経営に向けた(新設法人説明会・決算法人説明会・経営セミナー)等々、本会の税に関する活動を基軸

第4回

「税に関する絵はがきコンクール」作品募集!

- (10) めざします 企業の繁栄と社会への貢献
- 将来を担う子供たちに税について正しく理解していただき、税金が私たちの生活にどのように役立っているかを知つてもうことを目的として、「税に関する絵はがきコンクール」を開催し、作品を募集します！
- 応募対象 宮古島市立小学校・多良間村立小学校に在籍する小学6年生
 - テーマ 税金に関する絵(たとえば税金で造られている建物、施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事の様子、税金が暮らしにどう役立っているかというイメージなど。絵に文字や標語等を入れてもOK)をハガキ大の用紙に描いたものを募集します。
 - 応募締切 平成25年10月4日(金)(当日消印有効)
 - 表彰 法人会長賞、女性部会長賞、特別賞(青年部会長賞、税務署長賞など)
<副賞>図書券等
<参加賞>応募者全員へ参加賞(法人会特製クリアファイル、蛍光ペン等)
優秀作品(法人会長賞等)については(一社)沖縄県法人会連合会及び(公財)全国法人会総連合の実施する上位選考会へ出品します。
 - 結果発表 審査結果については当会ホームページ及び広報誌等で公表され、入賞者へは在籍する学校を通して通知される。入賞作品は表彰後当会ホームページ及び広報誌等で公表され、またその他応募作品は多くの市民が閲覧できる場所において展示・紹介される予定。
 - 表彰式 平成25年11月に行われる「税を考えるつどい」式典において表彰(予定)
 - 応募先・お問合せ先 (公社)沖縄宮古法人会事務局 〒906-0012 宮古島市平良字西里240-2 琉球銀行宮古支店ビル4階 電話番号 0980-73-5512 FAX番号 0980-73-5513
- 【主催】公益社団法人 沖縄宮古法人会／公益財団法人 全国法人会総連合
【主管】公益社団法人 沖縄宮古法人会女性部会／同青年部会
【後援】国税庁・沖縄県宮古事務所・宮古地区租税教育推進協議会・宮古島市教育委員会・多良間村教育委員会

・ 宮古島市からのお知らせ ・

平成25年度から市税の納付が全国のコンビニエンスストアで納付することができるようになりました。また、インターネットバンキング、モバイルバンキングを利用しての納付、ATMからも納付ができるようになりました。休日の夜間でも納付することができ、大変便利になりました。なお、これまでの納付場所も引き続き利用できます。

◎こんな場合はコンビニで納付できません。

- ・納付書1枚につき30万円を超える場合。
- ・納付期限が過ぎている場合。
- ・バーコードが読み取りできない。
- ・金額が訂正されている。

◎インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMを利用する場合。

- ・「ペイジー」マークのある郵便局のATMで利用できます。
- ・納付書に領収印は押されませんので「ご利用明細」等は大切に保管してください。

※下記のサイトでペイジー利用デモ体験ができます。
<http://www.pay-easy.jp/howto/demo/index.html>

**沖縄県宮古事務所県税課からのお知らせ**

～法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の期限内申告・納付について～

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税は、各事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告・納付を行っていただくことになっております。会員の皆様には今後とも期限内申告・納付に御協力を頂きますようお願いいたします。

沖縄県ではeLTAX(エルタックス)を利用したインターネットによる法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の電子申告受付を行っております。



☆沖縄県でご利用いただける手続き☆

1. 電子申告♪
予定申告、中間申告、確定申告、修正申告、均等割申告、清算確定申告など
2. 電子申請・届出♪
標準様式:法人設立・設置届出、異動届出、延長申請・届出
沖縄県様式:事業開始等届出、更正の請求、事業税課税免除申請、県民税課税免除申請
詳しくはeLTAXホームページ(<http://eltax.jp/>)をご覧ください。

県税に関するお問い合わせ、納付についてのご相談は宮古事務所県税課(72-2553)までご連絡ください。
県税課ホームページ(http://www.pref.okinawa.jp/miyako_kenzei/)

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

(11)

言葉ひとつで人生が変わる！

産業カウンセラー 柏木 勇一

自分の言葉が作っているのです。

日々、肯定語を話せば人は変わります

Aさんに対して、言葉のケセに気づいてもらい、肯定語をどんどん使ってみるように薦めました。例えば—

「素晴らしい」「やった」「何とかなる」「大丈夫」「これで良かった」「ありがとう」「いい勉強になった」「自分もよく頑張ったな」などです。

肯定語を使っていくと、「自分だっていいところがる」という、本来持っている能力に気づき、「やれば何とかなる」という前向きな考えにつながります。

実際にAさんも、回避していた仕事に対しても、肯定語を使うことで、徐々にですが、積極的になり、自分なりのアイデアを出し、職場はもちろん、顧客先でもうまくコミュニケーションが取れるようになりました。

仕事で落ち込んでいる人に薦めたいのが、「最初に言葉ありき。肯定語を増やしましょう」ということです。決して難しいことではないはずです。人生がうまく展開するカギは言葉にあることを忘れないでください。

[筆者紹介]

柏木勇一(かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

**国税の納付はダイレクト納付をご利用ください！**

◆ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる納付手段です。

◆メリット

- ①税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能です。
特に源泉所得税の毎月納付手続など利用回数の多い手続に便利です。
- ②納付手続が簡単（電子申告の送信後、ワンクリックで納付手続が完了）です。
- ③インターネットバンキングの契約が不要です。
- ④即時または期日を指定して納付することが可能です。
- ⑤税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます。

※沖縄県内に支店があるダイレクト納付利用可能金融機関（平成25年7月現在）
○琉球銀行 ○沖縄銀行 ○コザ信用金庫 ○ゆうちょ銀行 ○みずほ銀行

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧いただかずか宮古島税務署(72-4874)までお問い合わせください。



保険代理店募集！

～個人・法人代理店募集～

(委託契約により「がん保険」「医療保険」等を販売していただくお仕事です。)

☆ご紹介いただいた方には、紹介の謝礼としてJCBギフト券(1万円)をご進呈させていただきます。
※当社所定の用件を満たすことが条件となります。

アフラック代理店ビジネスの5つの特長

1 開業資金は不要

代理店を始めるにあたって、開業資金、保証金、店舗等は必要ありません。まとまった資金がなくても始められます。

2 業界トップクラスの手数料率

お客様より保険をご契約をいただいた際に、手数料を代理店へお支払いします。将来にわたって安定した手数料収入を見込めます。

3 時間を自由に活用できます

委託契約のため、出社義務は無く、時間的な自由度が高いお仕事です。ご自宅を事務所として開業することも可能です。

4 副業・開業にもおすすめ

これまで培った人脈、経験を活かして活躍されている方が多いいらっしゃいます。また、新規事業立ち上げを検討されている経営者様にもお勧めです。

5 充実した研修制度

経験の有無を問いません。未経験者でも充実した研修制度で営業ノハッカ、コンサルティングスキルを学んでいただることができます。

※会員など、お勧めされている方の副業としてのご登録はご遠慮いただいております

こんなかなにおすすめします

※個人で独立開業を検討されている方
※時間の自由度の高いお仕事をお探しの方
※事業拡大、新規事業立ち上げを検討されている方
※生旗代理店、保険業界、金融機関経験者の方
※お客様に喜ばれるやりがいのある仕事をお探しの方

— 法人会 —



アフラックは
「法人会福利厚生制度」

受託会社です

Aflac アフラック

（アフラック・ジャパン）生命保険会社

〒900-0033 那覇市久米2-4-16 三井生命那覇ビル4F

【お問い合わせ先】0120-926-830

受付時間：平日(月～金)9:00～17:00 担当：高石

<http://www.aflac-as.com/>

ご提供いただいた個人情報は、当社代理店制度に関するご案内の角に利用致します。



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIU保険
Member of AIG

ケガ・病気

熱中症

労災訴訟

地震・噴火・津波

損害賠償責任

過労

職場のメンタルヘルス

私の会社は、
ガードが固い。



法人会のアットワークハイパー任意労災

定額+賠償の「ダブル補償」で、万一の労働災害から企業経営を守ります。

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問い合わせ先
沖縄支店

〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル7F
TEL:098-862-2174 FAX:098-863-0960
(受付時間：午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

●この広告は保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては弊社代理店にお問い合わせください。 ●アットワークハイパー任意労災は法人会福利厚生制度の制度商品である業務災害総合保険のペッネットームです。



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまを

お守りしてまいります。

DAIKO 大同生命

沖縄支社/那覇市前島3-1-15
TEL 098-868-6977

AIU AIU保険会社

沖縄支店/沖縄県那覇市久茂地1-12-12
(ニッセイ那覇センタービル7F)
TEL 098-862-2174